



## 一般財団法人 日本医学物理士会 名誉会員に関する細則

2015年7月15日  
2017年5月19日改正

### (目的)

第1条 この細則は、一般財団法人日本医学物理士会（以下「本会」という。）定款第34条第3号の名誉会員に関する事項を定める。

### (名誉会員の推薦)

第2条 理事長は、本会の正会員又は正会員であった者であり、おおむね65歳以上で、以下の各号のいずれかに該当する者を、理事会の議を経て名誉会員に推薦することができる。

- (1) 本会及び任意団体日本医学物理士会の理事長をつとめた者
- (2) 本会の理事・監事及び任意団体日本医学物理士会・副会長を6年以上つとめた者
- (3) 本会及び任意団体日本医学物理士会の委員会委員長を8年以上つとめた者
- (4) その他本会の進歩発展に多大に寄与した者

### (名誉会員の特典)

第3条 名誉会員は承認された翌年の年会費から納めることを要しない。  
2 本会の定期刊行物を無料で送付とする。

### (附則)

第4条 任意団体日本医学物理士会の名誉会員は本会の名誉会員とする。

第5条 この細則の改廃は、理事会の決議により行われる。